

国際協力事業団業務の概要

(鉱工業部を中心として)

1976. 3

国際協力事業団

鉱工業計画調査部

鉱工業開発協力部



国際協力事業団	
受入 月日 84. 3. 28	000
登録No. 02542	66
	MP

マイク
アトム

目 次

1. 国際協力事業団の設立	1
2. 国際協力事業団の機構	2
3. 国際協力事業団の業務	4
4. 新規業務の概要	5
5. 技術協力業務の概要	10

JICA LIBRARY



1051746[4]

1. 国際協力事業団の設立

国際協力事業団は、「国際協力事業団法」（昭和49年法律第62号）に基づき、昭和49年8月1日に設立されました。本事業団は、従来のがわが国の国際協力を大幅に拡充することをねらいとして、海外技術協力事業団、海外移住事業団及び財団法人海外貿易開発協会の業務の一部を整理統合することにより生まれた新たな「特殊法人」で、わが国の国際協力に係る実施機関として協力事業の大型化、総合化、各種事業間の連携強化等経済、技術協力の効果的実施を行うべく積極的に取り組んでおります。

2. 国際協力事業団の機構

(1) 事業団全体について

事業団の役職員については、役員として総裁1人、副総裁2人、理事(非常勤を含む)13人及び監事3人を置いております。また、職員は、51年度定員で本部572人、附属機関129人、地方事務所92人及び海外事務所242人の、総勢1,035人となっております。

機構は、17部1事務局が設けられております。(別添参照)

また、国際協力事業団法にもとずき、業務の運営に関する重要事項を審議するため、総裁の諮問機関として、40人の委員で構成する運営審議会を設け、総合部会他4部会を置いております。

鉱工業部会は、12名の委員から成り、年4回程度開催されます。

(2) 鉱工業計画調査部及び鉱工業開発協力部の事務分掌、鉱工業関係、各部課の分担のあらましは次の通りです。

[鉱工業計画調査部]

(鉱工業計画課)

- ① 鉱工業開発に関する技術協力及び開発協力の企画及び調整に関すること。
- ② 鉱工業開発に関する技術協力及び開発協力の調査に係る計画に関すること。
- ③ 鉱工業開発に関する基礎的調査に関すること。
- ④ 鉱工業開発に関する技術協力及び開発協力に必要な技術に関する情報の収集、分析及び提供に関すること。
- ⑤ 鉱工業開発に関する技術協力及び開発協力の効果の評価に関すること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、鉱工業計画調査部の所掌事務で、他課の所掌に属しないものに関すること。

(工業調査課)

- ① 工業開発に関する技術協力及び開発協力の調査(技術協力プロジェクト及び貸付等に係るものを除く。次号において同じ。)に係る実施計画の作成に関すること。
- ② 工業開発に関する技術協力及び開発協力の調査の実施に関すること。

(資源調査課)

- ① 鉱業開発及び電力開発に関する技術協力及び開発協力の調査(技術協力プロジェク

ト及び貸付等に係るものを除く。次号において同じ。)に係る実施計画の作成に関すること。

② 鉱業開発及び電力開発に関する技術協力及び開発協力の調査の実施に関すること。

〔 鉱工業開発協力部 〕

（ 鉱工業開発技術課 ）

① 鉱工業開発に関する技術協力プロジェクトの実施計画の作成に関すること。

② 鉱工業開発に関する技術協力プロジェクトの実施に関すること。（ 経理部の所掌に属するものを除く。 ）

③ 専門家等人員の養成及び確保に関し、鉱工業開発に係る専門分野における企画及び実施に関すること。

④ 鉱工業開発に関する施設等整備事業の受託及び実施に関すること。

⑤ 鉱工業開発に関する技術の指導に関すること。

⑥ 前各号に掲げるもののほか、鉱工業開発協力部の所掌事務で、他課の所掌に属しないものに関すること。

（ 鉱工業投融資課 ）

① 鉱工業開発に伴う周辺関連施設整備及び試験的事業等に対する貸付等に係る調査に関すること。

② 鉱工業開発に伴う周辺関連施設整備及び試験的事業等に対する貸付等及び貸付等の管理に関すること。

（ 調査役 ）

① 鉱工業開発協力の推進その他特命事項に関する事務を整理する。

3. 国際協力事業団の業務

事業団の業務は、第1に、政府間ベースの技術協力業務として、開発途上地域に対する技術協力及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行うこと。

第2に海外移住の円滑な実施に必要な業務を行うこと。

第3に開発途上地域等の社会開発並びに農林業及び鉱工業の開発に必要な資金の供給や技術の提供をする業務を行うこと。

の3つに大別されます。これらの業務を行うことによって、開発途上地域等の経済及び社会発展に寄与し、国際協力の促進に貢献することを目的としております。

4. 資金供給及び技術提供業務（新規業務）の概要

(1) 開発投融資事業

開発投融資事業とは、次の2つの事業に必要な資金の貸付け、出資（試験的事業のみ）及び債務の保証を行うこととしております。

(i) 関連施設整備事業に必要な資金の貸付け等

これは、わが国企業等が開発途上地域等において活動をする場合、道路、棧橋、学校、教会等のいわゆる関連施設を自ら整備する必要があることが多く、このような施設の整備は当該地域の開発にも資するところが大きいので、これらの開発効果の大きい施設の整備のために必要な資金を事業団から貸付けたり、その債務を保証しようとするものです。

本事業を遂行するに当たっては、輸銀、基金等の既存の機関との調整を図る必要があり、そのため以下の条件を満たすことが必要です。

まず、第1に、他の経済協力機関の資金的援助との一体性を確保する観点から、開発事業（本体事業）につき、輸銀、基金、事業団、石油開発公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫及び商工組合中央金庫からの資金の貸付け、債務の保証又は出資を受けていることが必要です。

第2に、輸銀及び基金との重複を避けるため、当該関連施設整備事業につき輸銀及び基金から貸付け等を受けることが困難であると認められるものでなければなりません。

（具体的な貸付け等に当たっての留意事項）

- (a) 貸付けの対象施設は、事業団法第21条第1項第3号イに規定されているように「開発事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するもの」でなければなりません。

したがって、広い意味でのインフラストラクチャに該当するものであっても、専ら開発事業の用に供され、周辺の地域の開発に資するものと考えられないもの（例、専用鉄道）は対象となりません。

- (b) また、貸付けの相手方は、原則として本邦人又は本邦企業でなければなりません。

(ii) 試験的事業等に必要な資金の貸付け等

開発途上地域等においては、自然的条件等に左右されるため、開発事業を行うに当たっては、まず、試験的事業を実施する必要性が高いため、試験的事業と、技術の改良又は開

発と一体として行われなければその達成が困難であると認められる事業等に対して、出資、融資及び債務保証を行います。

なお、本業務は、工業並びに石油（オイルサンド及びオイルシエールを含む）、可燃性天然ガス及び金属鉱物に係る鉱業は対象になっていません。

これは工業については技術面等での事前の評価が可能でありリスクも少なく、試験的に行われるものは余りなく、また試験的事业であっても一般的には輸銀又は基金の業務としうること等によるものであり、石油や金属鉱物については石油開発公団及び金属鉱業事業団の業務となっていることによるためです。

本事業については、輸銀及び基金から貸付け等を受けることが困難であると認められる場合に限り、業務対象とすることができることとなっております。

（具体的な貸付け等に当たっての留意事項）

- (a) 鉱工業関係で対象となりうるのは、非金属鉱物のみであり、具体的にはリン鉱石、螢石、岩塩、原料炭等が対象として考えられます。
- (b) 本事業についても貸付けの相手方は、原則として本邦人又は本邦企業でなければなりません。
- (c) 貸付条件等

項 目	関連施設整備事業	試験的事业等
貸付けの方法	手形貸付け（限度貸付けの場合） 又は証書貸付け	左に同じ
貸付けの限度 利 率	関連施設の整備上必要な範囲内 原則として2%以上、特に認める 場合2%以下可	試験的事业等に必要範囲内 原則として2.5%以上、特に認 める場合2.5%以下可
償 還 期 限	原則として20年以内、特に認め る場合30年以内可	左に同じ
償 還 方 法	分割償還	左に同じ
据 置 期 間	原則として5年以内、特に認める 場合10年以内可	左に同じ
担 保	原則として銀行保証及び申込者の 個人保証	左に同じ
損 害 金	延滞元利金に対して年率14.5% 天災等の場合減免可	左に同じ

(iii) 開発投融資事業の規模

	51年度	50年度	49年度
鉄工業関係	57億円	44億円	38億円
その他	75	58	50
計	132	102	88

(iv) 当事業団（鉄工業関係）が実施した案件は次のとおりです。

	事業地	開発品名	合理化施設名
49年度	マレーシア	銅 鉄 石	道路、棧橋
	フィリピン	焼 結 鉄	バース
50年度	インドネシア	セメント	道路
	ベ ル -	銅 鉄 石	道路
	フィリピン	ニッケル	棧橋、学校、診療所等

(2) 開発協力事業

(i) 本事業は、上記の開発投融資事業等に必要な調査又は技術指導を実施するものです。

このような調査又は技術指導を事業団の業務として行う意義は、①調査については、貸付け等の対象となる可能性がある施設や事業の調査を行うことによって、当該対象事業が真に開発途上地域等の開発に寄与するものとなるよう、その方向づけを行うことを目的としており、また、特に試験的的事业については、その実行可能性を明らかにすることに資することとなり、②技術指導については、技術を持たないものに対し、技術を提供することによって、開発事業等の遂行を容易にするためのものです。

(ii) 鉄工業関係開発基礎調査の予算は次のとおりです。

49年度	2件	70,276千円
50年度	3件	125,397千円
51年度	3件	149,815千円

(3) 人材養成確保事業

(i) わが国では従来から開発途上国からの要請に応じて、専門家派遣事業等を進めています。

この事業の担い手である専門家の層は極めて薄い状態にあり、特に開発途上国において産業開発、社会開発等を推進していくためには、技術的能力もさることながら、言語能力、指導能力、開発能力への意志等が重視されねばならず、かかる多方面にわたる能力にすぐれた人材を研修等の手段により育成することが急務であります。

これとあわせて、常時、適時的確に開発途上国の要請に応じ専門家を派遣できるようこれら専門家の身分及び待遇を事業団が保証し、確保していくのが人材の養成確保業務です。

51年度は、289百万円の(228百万円、以下()内は前年度予算)予算で人材養成と人材確保事業を実施します。

(ii) 人材養成事業の内容は次のとおりです。

① 中期研修

我が国の開発途上地域等に対する技術協力専門家等に対し、海外における国際協力に必要な基礎知識、語学等について3カ月間の研修を行います。

受講資格

将来開発途上地域等における技術協力事業に専門家等として派遣が予定される者で、かつ、専門家としての能力を有すると認められる者であって、次の各号に該当するもの。

○年 令 おおむね30～45才

○学識経験 ア 大学において専門分野に関する課程を修めた者又はこれと同等の専門的知識を有すると認められる者

イ 原則として5年以上の実務経験を有する者

研修予定人員

	49年度	50年度	51年度
鉱工業分野	10人	25人	25人
その他	50人	60人	60人
合計	60人	85人	85人

(なお、51年度から25人中5人について1ヶ月の海外研修を実施する予定です。)

② 長期研修（海外研修）

我が国の国際協力プロジェクトの効果的な実施のため、プロジェクトの企画、立案、実施計画の作成、プロジェクトの運営等を担当する優れた人材を養成するため、アメリカ、イギリス等の大学、研究所等に留学生を派遣します。派遣期間は原則として2年間です。

留学予定人員

	49年度	50年度	51年度
鉱工業分野	-	4人	4人
その他	3人	7人	7人
合計	3人	11人	11人

(iii) 人材確保事業の内容は次のとおりです。

派遣専門家の資格としては、指導事業にかかわる知識・技術が優れており、語学能力が有るというばかりでなく、技術移転の基盤となる相手国の社会経済状態・文化的歴史的位置等の異質性に鋭い認識を持つことが要求されますが、このような資格を備えた専門家を確保することは極めて難しく、更に、終身雇用という労働慣行上、派遣専門家として職歴が中断することにより以後不利な扱いを受ける結果となる等各種の隘路があります。このため、人選決定に多くの日時がかかり、ついには適任者が得られない場合、あるいは、人選中に時期を失して結局は派遣不可能になる等の事例が多くあります。

これに対処するため、人材確保事業として次のような内容の業務を行うこととしております。

① 登録事業

派遣専門家としての能力と派遣可能性を備えた者を選考した後、登録しておく制度で、現在のところ285名の専門家（この他農業開発財団関係の登録者約1,000名）の登録を行っています。

② 確保事業

開発途上国からの専門家派遣要請に適切に応えるとともに、その協力効果を高めるため、有能適格な専門家を常時確保し、その技術の研鑽向上を図ろうとするものです。

49年度確保人員（内鉱工業分野5人）	35人
50 年 度	35人
51 年 度	35人

5. 技術協力業務の概要（旧事業団の業務）

（1）研修員受入事業

研修員受入事業は、開発途上国からの要請に応じて、相手国の中堅技術者、研究者、行政官等をわが国に受け入れ、最新の技術の研修訓練を行うことによって、その国における経済、社会開発の促進に寄与する人材を養成しようとするもので、わが国の技術協力事業の中でも重要な柱の一つであって、昭和29年以来年々強化されており、これまでに約2万人の受入れを行っております。

51年度は約2,400人の受入れを行うこととし、3,747百万円（3,188百万円）の予算を計上しております。

昭和49年度の実績をみると、受入研修員の地域別分布は、アジア地域1,313名、中近東、アフリカ地域483名、中南米地域335名、その他24名、計2,155名で、アジア地域が全体の60.9%を占めています。これを業種別にみますと、農業232名、鉱工業372名、建設144名、運輸222名等となっております。

（2）専門家派遣事業

専門家派遣事業は、日本人専門家を開発途上国あるいは国際連合等国際機関の要請に応じて派遣し、現地において技術指導と人材養成を行い、開発途上国の経済開発、あるいは経済開発のため社会基盤の整備に寄与しようとするものです。昭和29年以来の派遣者数は、約3,200人に達しております。

昭和51年度は、675人の専門家の派遣を行うこととし3,500百万円（2,890百万円）の予算が計上され、量的増大とともに、派遣員の待遇改善を図ることにしています。

昭和49年度の新規派遣の実績をみますと、派遣先別では、アジア地域187名、中近東、アフリカ地域71名、中南米地域43名等となっております。

なお、この他下記に述べるように医療協力事業、農業協力事業等の一環として派遣される専門家がおり、49年度における派遣専門家の総数は、1,502名となっております。

（3）開発調査等の調査事業

開発途上国における経済発展のためには、地域総合開発事業の推進が急務であるが、これらの国では開発計画等を策定するために必要な高度の技術及び実務経験を持った専門家が不足しているため、わが国に対し、開発事業に関する調査や計画立案を要請することが多く、これに応えるため、昭和32年以来数多くの開発調査事業等が行われております。

昭和51年度においては、事業団交付金のうち、4,081百万円(2,805百万円)により、総合開発計画調査、実施調査、地形図作成調査等を行うことになっております。

また、鉱工業関係については、通商産業省から事業団が委託を受けている海外開発計画調査費1,434百万円(955百万円)及び資源開発協力基礎調査費1,223百万円(1,209百万円)があります。このうち、後者については、その大部分が事業団から更に金属鉱業事業団へと委託されます。

(1) 海外開発計画調査委託事業

(a) 事業の目的

開発途上国政府等からの要請に基づいて、鉱工業分野における開発計画立案のため、調査団を派遣します。

具体的には、当該国の開発計画の立案(マスタープランの作成等)、フィージビリティスタディ、実施設計等の調査があり、電力開発計画、石油化学工業化計画、都市ガス供給整備計画調査等当該国の開発方針につきコンサルティング協力を行い、その国の経済、社会の開発に寄与することを目的としております。

(b) 事業の内容

(イ) 原則 開発途上国政府等からの要請に基づきます。

(ロ) 事業 要請国の経済社会の発展上有効と認められる資源開発、新工業の創設、産業近代化等の投資前調査のため技術調査団を派遣し、現地調査を実施し、報告書を作成します。

(c) 予算額

49年度	50年度	51年度
556,512千円	954,962千円	1,434,279千円

(d) 昭和50年度実績

(イ) プロジェクト選定確認調査団の派遣

- 1) 東南アジア諸国鉱工業、プロジェクト選定確認調査
- 2) アフリカ諸国 # #
- 3) 中南米諸国 # #

(ロ) 技術調査団の派遣

- 1) フィリピン共和国一貫製鉄所建設計画調査
- 2) タイ王国クアイヤイ河調整池計画調査

- 3) タイザニア連合共和国天然ソーダ灰開発計画調査
- 4) ブラジル共和国スアッペ臨海工業団地計画調査
- 5) コロンビア共和国石炭資源開発計画調査
- 6) インドネシア共和国ウジュンパンダン工業団地建設計画調査
- 7) アルゼンチン共和国鉛物質資源開発計画調査
- 8) ビルマ連邦社会主義共和国製油所建設計画調査
- 9) エチオピアタナ湖周辺地域電力開発計画調査

(ハ) 技術調査団長期の派遣

- 1) チリ共和国パークル河水力発電計画調査
- 2) インドネシア共和国サダン川水文調査

(ニ) 大規模電源開発協力基礎調査団の派遣

- 1) パプア・ニューギニアブラリ河電力開発計画調査

(II) 資源開発協力基礎調査委託事業

(a) 本調査は、資源の賦存が有望視される発展途上国の要請に基づき、地形図、地質図の作成をはじめ資源開発に関する調査に協力することにより、当該国の資源開発、経済発展を促進することを目的とする技術協力事業で、昭和45年度から実施しています。

昭和51年度は、従来から実施している継続6地域のほかに、要請が強く、かつ、資源の賦存が有望視される3地域について協力調査を実施する予定をしております。当調査は調査期間が約3年に亘り、調査費は1プロジェクト当たり約3～4億円の規模で実施しております。

(b)	49年度予算	859,086千円
	50年度予算	1,209,218千円
	51年度予算	1,223,229千円

50年度実績

業務内容 対象地域	事前調査	本 調 査												
	事前調査	協定折衝	地形図作成	空中写真探	空中写真探	写真地質探	地化学探	地質調査	物理探査	ボーリング	坑道探査	選鉱試験	剥土試験	F R
ビルマ モニワ (第3年次, 4年次)											○	○	○	○
エチオピア西部 (第3年次)												○		
トルコ 東部 (第2年次)						*	*	○						
ペルー 中部 (第1年次, 2年次)			○				○	○						
インドネシアカリマンタン (第1年次)					*									
フィリピンルソン (第1年次, 2年次)							○	○	○					
モロッコアンチアトラス (第1年次)						*	*							
メキシコ 北部 (第1年次)	○	○	○											
チリ 北部 (")	○	○			○	○	○							

注) *は繰越分

(4) 技術協力センター事業

技術協力センター事業は、開発途上国からの要請に応じ、各種技術分野の人材開発や、立ち遅れの著しい科学、技術の開発、生産性の向上等に寄与することを目的として現地において設置されるもので、49年度末までに38センターが設置されております。技術協力センターは、初期の段階では、各種技術分野の中級、下級技能者の養成という人材開発の面に重点を置いていましたが、その後、プロトタイプ(原型)の機種の開発、生産と訓練とを同時に行うものや先進国の技術を自国に適するように改良し、これを普及するものなども設立されるに至っております。

51年度は、1,499百万円(1,140百万円)で、新設センターとしては、5センター(事前調査)の設置に対し協力を行うこととしております。このうち鉱工業関係としては、継続中の下記プロジェクトの他、新たにタイにおいて、家具産業振興のための技術者を養成するためのセンターの設置に着手します。

鋳工業関係センタープロジェクトの実施状況は次のとおりです。

		プロジェクト名	プロジェクトの概要
セ ン タ ー 事 業	49 年 度	イ ラ ク 電 気 産 業	エレベーター、空調・冷凍、一般電子（テレビ、ラジオ、電卓）の3訓練コースを設け中堅技術者を養成しイラクにおける電気産業の振興の核となる人材の養成を目的とした事業です。
	50 年 度	フィ リ ピ ン 産 業	窯業の地場中小企業を中心とした技術の普及と産業の振興を図るための技術者の養成、普及を目的とした事業です。
	51 年 度	タ イ 家 具 産 業	家具産業における人材の養成と技術の普及を図るため製造技術及びデザインの両分野における技術者を養成し家具産業の振興と輸出の拡大を目的とした事業です。

(5) 開発技術協力事業

本事業は、発展途上国の一次産品を中心として、これら商品の生産性の向上、品質の改善、流通機構の整備等を図るため、わが国から専門家の派遣や機械の供与を行い、もって相手国の国際収支の改善や輸出の振興に寄与しようとするものです。

51年度においては、586百万円（527百万円）で、その対象は、一次産品から付加価値の高い鋳工業品へと拡大する方向で進めております。鋳工業関係としては継続中の下記プロジェクトの他、新たに3プロジェクトを予定しております。

鋳工業関係プロジェクトの実施状況は次のとおりです。

		プロジェクト名	プロジェクトの概要
開 発 技 術 協 力	49 年 度	サウジアラビア 建 材	地場資源を利用した建材に関する標準化と技術開発を行うことを目的とした標準化実験室設置のマスタープラン作成に関する技術協力を目的とした事業です。
	50 年 度	チ 銅 精 練	中小銅山を中心とした精練技術と生産性の向上を図るための技術協力を目的とした事業です。
		フ ィ リ ピ ン パーティクル・ボード (建 材)	地場資源(廃材、椰子がら等)の再生利用を図りロウコストハウジング用建材、家具材等向けのパーライクルボードの工業化を目的とした技術協力をを行う事業です。
		ボ リ ビ ア 亜鉛鋳物回収	資源の有効活用を図るため錫鋳山の廃滓から亜鉛等を回収するための技術協力を目的とした事業です。

(6) 青年海外協力隊事業

本事業は昭和40年に発足し、政府間協定に基づき開発途上国の経済的、社会的発展に協力すべく、相手国の要請により、自発的に参加する技術、技能を有する青年を全国的規模で募集し、選考し、訓練し、派遣するものです。これまでに1,500名以上の隊員を派遣するものであり、これまでに1,500名以上の隊員を派遣している。51年度は2,285百万円(2,069百万円)をもって実施する予定です。

(7) その他

農業協力事業費2,465百万円(2,229百万円)、医療協力事業費1,805百万円(1,648百万円)等があります。

別添 国際協力事業団機構図



